

交通局において、次のとおり懲戒処分を行いましたので、御報告いたします。

【処分内容】

所 属	塩浜営業所
職 名	技能職員（市バス運転手）
年 齢	59歳
性 別	男性
処分内容	停職1月
処分理由	当該職員は、川崎市交通局鷺ヶ峰営業所に勤務していた令和7年6月2日午前9時27分頃から同日午前9時30分頃までの間、同営業所第2鷺ヶ峰車庫に駐車中の市バス前部側出入口付近及び同バス車内において、同営業所勤務の同僚職員に対し、その首を同人が肩にかけていたショルダーバッグの肩ベルトで絞め付けるなどの暴行を加えた（以下「本件事案」という。）。 本件事案について、当該職員は、暴行の容疑により、令和8年2月10日に起訴され、同月13日、罰金10万円の略式命令を受けた。 このことは、常に高い行為規範を求められる公務員としてあるまじき行為であり、公務に対する信用を著しく失墜させ、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であった。
処 分 者	川崎市交通局長
処 分 日	令和8年8月3日

＜問合せ先＞ 川崎市交通局企画管理部職員課 石井
電話 044-200-3202
内線 47101